

地域の創業促進と 新規輸出1万者支援プログラム について

令和5年

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課

本日のお話

1. 地域の創業促進について

**2. 域外からの資金獲得と
新規輸出 1 万者支援プログラムについて**

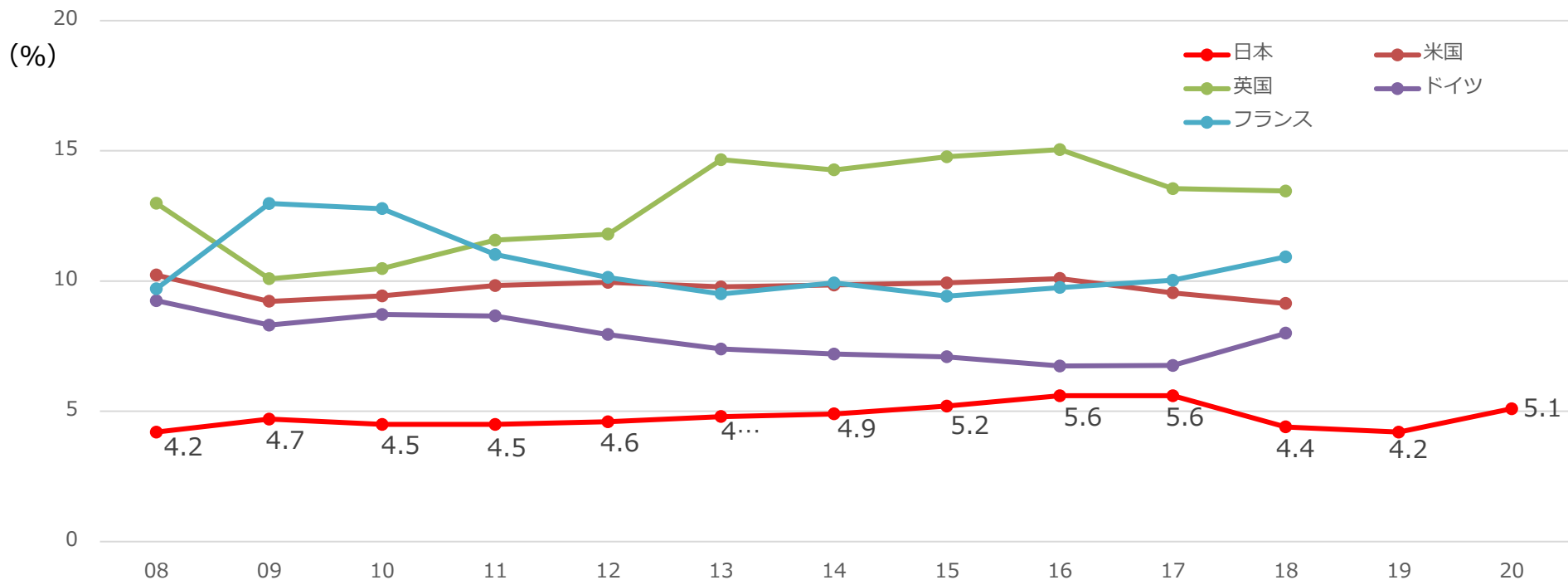
1. 地域の創業促進について

2. 域外からの資金獲得と 新規輸出 1 万者支援プログラムについて

創業の実態と各国比較①

- 2013年に閣議決定された「日本再興戦略」において、**米国・英国レベルの開業率10%台を目指す**ことが掲げられました。2020年に閣議決定された成長戦略においても継続してKPIに位置づけられています。
- 我が国の開業率は2020年度時点で**5.1%**であり、諸外国と比較して低い水準です。

<各国開業率の推移>



(出典)中小企業白書(2021年版)

日本:厚生労働省「雇用保険事業年報」(年度ベース)

アメリカ: United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」

イギリス、ドイツ、フランス: eurostat

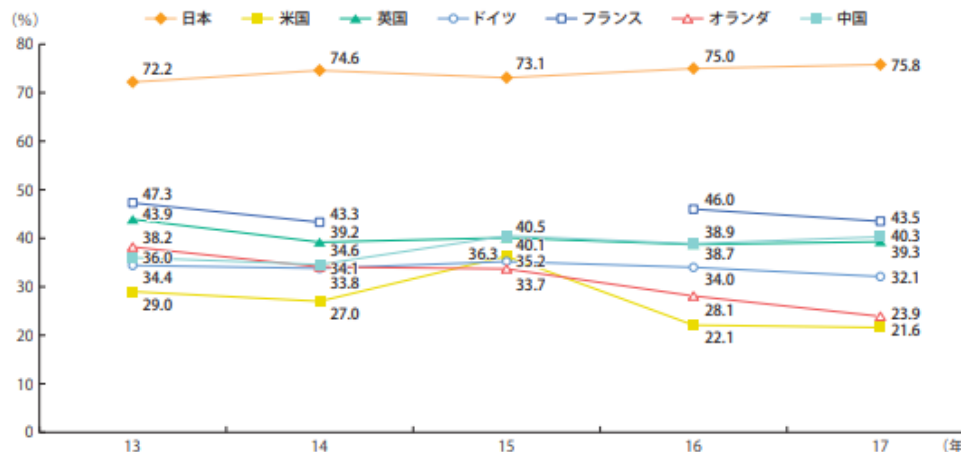
創業の実態と各国比較②

- 我が国の創業希望者に対する創業者の割合は約4割と、諸外国と比較しても高い水準です。
→ 創業希望者が実際に創業に至るための環境は一定程度整備。
- 他方、創業に無関心な者の割合は、諸外国は約2～4割である一方、我が国は約8割と高い水準です。
→ 「創業無関心者」層を「創業関心者」に引き上げることが重要。

＜成人(18～64歳)に占める創業ステージ毎の割合＞

	①創業希望者	②創業準備者	③創業者	創業希望者に対する創業者の割合(③/①)
日本	3.8%	1.5%	1.5%	38%
米国	13.6%	6.9%	4.1%	30%
フランス	13.1%	3.1%	1.2%	9%
英国	7.5%	3.1%	3.0%	40%
ドイツ	7.3%	3.0%	2.0%	28%

＜起業無関心者の割合の推移＞



(出典) 鈴木正明 (2013年5月) 「日本の企業活動の特徴は何か」を再編加工
グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査

(参考) 創業までの4ステージ

- ①創業希望者：創業に関心があり、創業したいと考えているが、現在具体的な準備を行っていない者
- ②創業準備者：創業したいと考えており、現在創業に向けて具体的な準備を行っている者
- ③創業者：創業を実現した者

資料：「グローバル・アントレプレナーシップ・モニター (Global Entrepreneurship Monitor : GEM) 調査」日本チーム再編加工
(注) 1. ここでいう「起業無関心者」とは、「過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている」、「今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる」、「新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持っている」の3つの質問すべてに「いいえ」と回答した人をいう。
2. 3つの質問について、「わからない」と回答した人、無回答の人を除いて集計している。
3. 国によって調査していない年がある。

(出典)2019年版中小企業白書

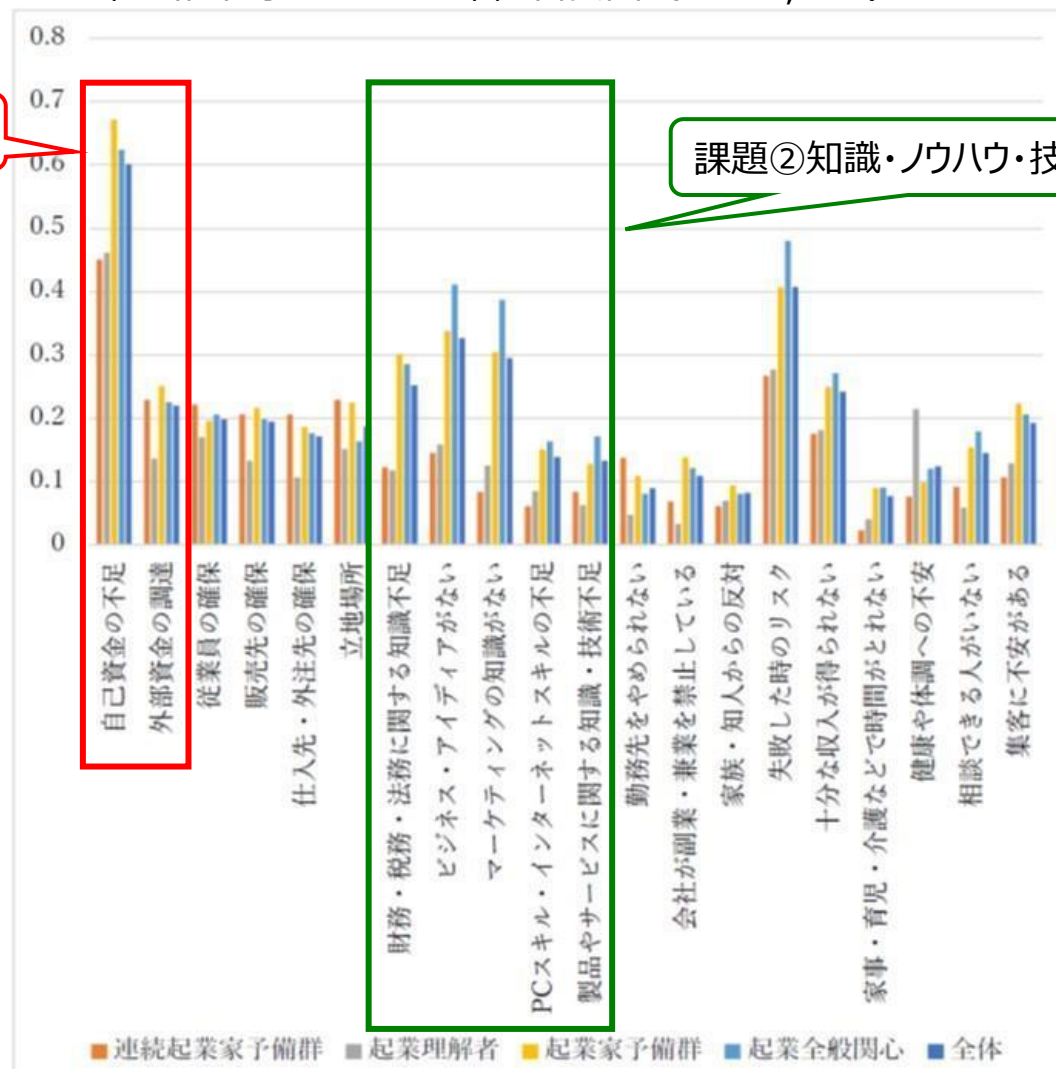
創業希望者が抱える課題

- 起業を阻害する要因として、創業希望者は、①資金不足、②知識・ノウハウ不足等の課題を抱えています。

<起業予備軍等にとっての起業阻害要因 (N=10,001) >

課題①資金が不足

課題②知識・ノウハウ・技術不足



(資料)独立行政法人経済産業研究所「日本の起業家と起業支援投資家およびその潜在性に関する実態調査」(2019年3月)

主な創業支援の取組

知識・ノウハウ

1. 自治体等が行う創業支援事業への支援
2. アクセラレーションプログラム
3. インキュベーションプログラム強化発展事業

資金調達

4. 日本政策金融公庫による創業者への融資
5. エンジェル税制
6. オープンイノベーション促進税制

意識改革

7. 起業家教育事業
8. Japan Venture Awards (JVA)

1. 産業競争力強化法に基づく創業支援事業への支援

- 地方における創業促進を促進するため、産業競争力強化法に基づき、創業者にとって身近な存在である市区町村が、「**創業支援等事業計画**」を策定しています。
- 令和4年12月23日現在で、**全国1,741のうち1,459市区町村が計画の認定**を受けており（**人口カバー率98%**）、平成26年度～令和3年度において約26万人の創業を実現しています。
- 創業無関心者に対して創業に関する理解と関心を深める取組である、**起業家教育等の創業機運醸成事業**を含む計画については、**225市区町村が認定**を受けています。
- 市区町村が地域の支援機関と連携して実施する「特定創業支援等事業」を受けた創業者は、**税や日本政策金融公庫の融資の利率引き下げ**などの優遇措置が適用されます（詳細は次頁）。

認定市区町村

連携

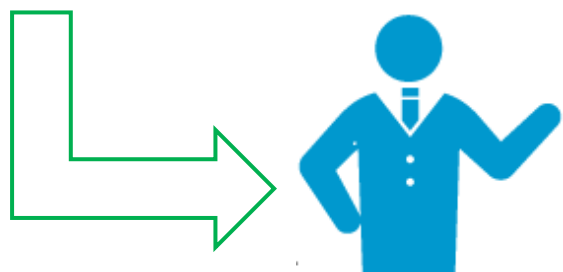
支援機関
(商工会議所、金融機関等)

特定創業支援等事業

創業に役立つ**経営・財務・人材育成・販路開拓の知識が習得できる**、継続して行われる個別相談支援、複数回の授業を行う**創業塾や創業セミナー**等

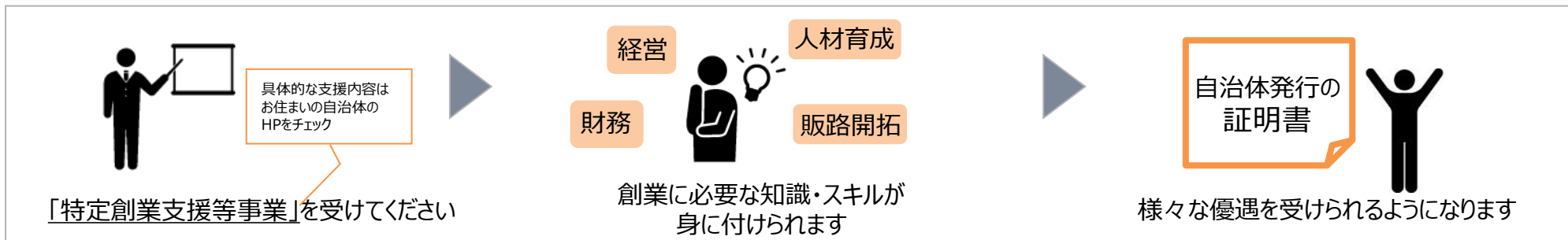
＜特定創業支援等事業を受けた創業者に対する支援＞

- ・ 登録免許税の軽減措置
- ・ 創業関連保証活用時の優遇
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度での優遇
- ・ 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額 等



<参考> 産業競争力強化法に基づく創業支援について

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられます。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額× 0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき6万円	1件につき 3万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額× 0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- **新創業融資制度**
新たに創業するもの、創業後税務申告未了の者に対して条件と課されている自己資金要件（創業資金総額の1/10以上）を満たす者として利用できる。
- **新規開業支援資金**
貸付利率の引き下げが可能。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限：**200万円**）の申請対象となる。
（※令和元年度補正予算・令和3年度補正予算・令和4年度補正予算）

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。

経済産業省のスタートアップ支援施策

- 経済産業省のスタートアップ支援施策について、事業者のフェーズごとに支援施策を整理し、簡易な表現で一冊にまとめているので、是非ご活用ください。

<<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/index.html>>



支援策の一覧

—本書に掲載されている支援策の一覧—

No	支援策名	No	支援策名
1	新規開業支援資金	37	知財戦略デザイナー派遣事業
2	ティップテックベンチャー向け債務保証制度	38	知財戦略支援から見たスタートアップがたずく14の課題とその対応策
3	新創業融資制度	39	スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針
4	創業支援貸付利率特例制度	40	「コンバーティブル投資手段」活用ガイドライン
5	特別試験研究費税額控除制度	41	大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権等に関する手引き
6	ストックオプション税制	42	大企業×スタートアップのM&A 調査報告書
7	オープンイノベーション促進税制	43	バイオベンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック
8	エンジェル税制	44	スタートアップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス
9	自社株式を対価とするM&A	45	場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度
10	研究開発型スタートアップ支援事業/NEDO Technology Commercialization Program (TCP)	46	特定研究成果活用支援事業
11	官民による若手研究者発掘支援事業	47	ファンドによる海外投資規制の特例
12	研究開発型スタートアップ支援事業/NEDO Entrepreneurs Program (NEP)	48	規制のサンドボックス制度
13	研究開発型スタートアップ支援事業/Seed-stage Technology-based Startups (STS)	49	グレーゾーン解消制度
14	創業ベンチャーエコシステム強化事業	50	新事業特例制度
15	研究開発型スタートアップ支援事業/SBIR推進プログラム	51	スタートアップ新市場創出タスクフォース
16	研究開発型スタートアップ支援事業/Product Commercialization Alliance (PCA)	52	J-startup
17	衛星データ利活用促進事業	52	J-startup 地域展開
18	NEDO Supply Chain Data Challenge	53	グローバル・アクセラレーション・ハブ
19	福島県創業補助金	54	J-Bridge (Japan Innovation Bridge)
20	イノベ実用化補助金	55	日本スタートアップ大賞
21	出向起業補助金	56	Japan Venture Awards
22	スタートアップチャレンジ推進補助金	57	起業家教育支援
23	知財活用アクションプラン	58	インキュベーションプログラム強化・発展事業
24	始動 Next Innovator	59	スタートアップピザ
25	アクセラレーション事業 FASTAR	60	産業革新投資機構 (JIC) による投資活動
26	知財アクセラレーションプログラム [IPAS]	61	スタートアップ支援機関プラットフォーム (Plus)
27	ベンチャー企業対応面接活用早期審査 ベンチャー企業対応スーパー早期審査	62	NEDOピッチ(JOIC)
28	知財コミュニティポータルサイト [IP BASE]	63	福島ロボットテストフィールド
29	IPAS(知財アクセラレーションプログラム)運営の手引き	64	産業競争力強化法に基づく創業支援
30	オープンイノベーションを促進するモデル契約書	65	ReBOOT支援事業
31	知財人材の兼業・副業により期待されるメリットと実践のための手引き・工夫集	66	AIチップ設計拠点
32	一歩先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例集	67	標準化 (JIS、ISO等) 活用支援制度
33	知的財産デュー・デリジェンス標準手順書	68	わたしの起業応援団
34	オープンイノベーションのベストプラクティス IP Open Innovation	69	未踏事業
35	IPASを通して見えた知財メンタリングの基礎		
36	ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き		

(ご参考) その他中小企業施策全般について

■ 中小企業施策利用ガイドブック

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/index.html



■ ミラサポPlus

中小企業向け補助金・総合支援サイト

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

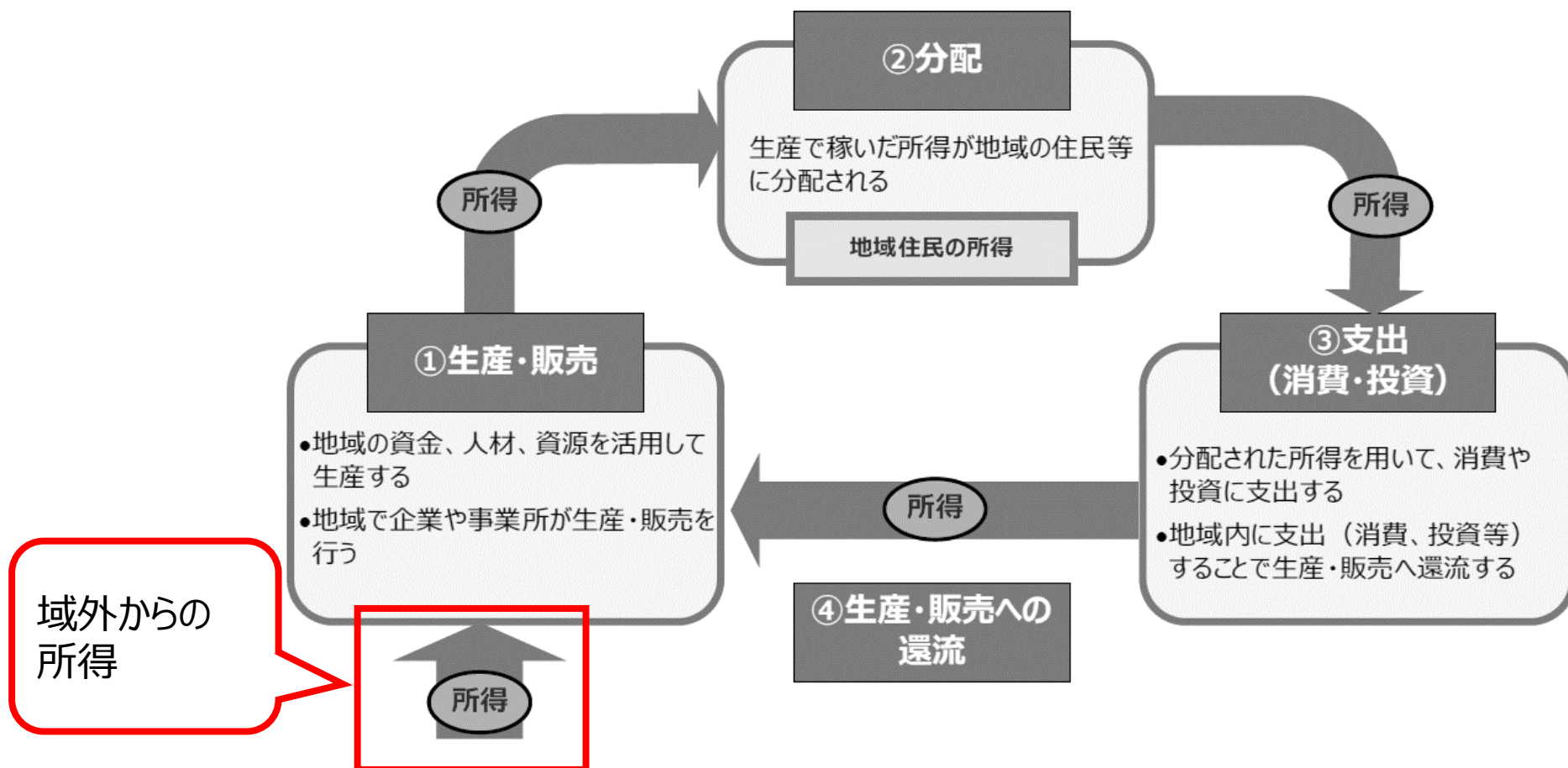


1. 地域の創業促進について

2. 域外からの資金獲得と
新規輸出 1 万者支援プログラムについて

地域外からの所得と創業の関係

- 地域で経済循環構造を構築するためには、地域内外から所得を稼ぐことが必要です。
 - 地域外から稼いだ所得は地域内で分配されます。地域外から所得を稼ぐほど、地域内の資金循環額が増加し、新規需要も生まれると考えられるため、創業のチャンスが拡大する可能性があると考えられます。
 - 国全体で見た場合の地域外は、海外です。そのため、輸出等によって海外からの所得を得る必要があります。



新規輸出 1 万者支援プログラム：政策の背景

- 現在の円安は、輸出を新たに始める観点からは好機でもあります。この機を逃さず、これまで輸出をしたことがない中小企業・地域企業でも、その準備や具体的な商談・輸出を速やかに進められるよう、今年10月に閣議決定された経済対策に、「新規輸出 1 万者支援プログラム」が盛り込まれました。

円安は、これまで輸出に積極的ではなかった中小企業等が輸出を開始し、海外市場を開拓していく契機となり得る。全国の商工会・商工会議所が輸出に関心のある企業を掘り起こし、専門家が伴走型支援を行うとともに、輸出向け商品開発、ブランディング・プロモーション、輸出商社等との連携強化、E C サイト等を活用した販路開拓強化に取り組む中小企業等を支援するなど、「新規輸出中小企業 1 万者支援プログラム」を推進する。（令和4年10月28日「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」）

- 上記の経済対策を裏付ける令和4年度第 2 次補正予算が成立したことを受け、12月16日からプログラムを開始することとなりました。
- 経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、①新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こしや、②専門家による事前の輸出相談、③輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、④輸出商社とのマッチングや E C サイト出展への支援、などを一気通貫で実施します。

新規輸出 1 万者支援プログラム

- 商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・金融機関等の協力を得て、**輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。**
- ポータルサイトで登録した中小企業に、**個別カウンセリングで最適な支援策を紹介**します。

商工会

商工会議所

中小企業団体中央会

金融機関

など

周知・紹介

新規輸出に挑戦する事業者

登録

JETRO「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイト・相談窓口

個別カウンセリングで支援策を提案

輸出相談

- 輸出に精通した専門家が輸出の可能性について個別相談
- 輸出に向けた経営計画の立案から具体的な準備まで伴走支援

ものづくり補助金 持続化補助金

- 輸出向け商品に必要な設備導入の補助
- PR動画やSNS発信の補助
- 越境ECサイトに掲載するウェブページ作成の補助

JETROによる支援

- 海外ECサイトを活用した販路開拓支援
- 輸出商社とのマッチング
- 専門家による伴走支援
- 新輸出大国コンソーシアム支援機関と連携した支援

ポータルサイトで登録して個別カウンセリング

- 輸出に関心があれば、まず、ジェトロの専用ポータルサイトで登録してください。
- 登録後、ジェトロの専門家が個別にカウンセリングして支援策を提案させていただきます。

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報・サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

◆ 新規輸出1万者支援プログラム: 「はじめて輸出」を応援します

新規輸出1万者支援プログラム

「はじめて輸出」を応援します*

たとえば、こんなお悩みありませんか



- 海外との取引は全く経験がないのですが…
- 少し試してみたことあるけど…
- 海外のたくさんの方に自社製品を知ってほしい!
- 欧州にも輸出してみたい
- 〇〇は輸出しているけど、新たに〇〇も輸出してみたい
- 現地バイヤーとの交渉に自信がありません
- ブランディングやプロモーションの方法は?
- 容器サイズやラベルデザインにルールはありますか?
- 現地の売れ筋商品は? 価格設定は?

それぞれの皆様に最適なサポートをご提案します。

まずはプログラムにご登録ください。
ご登録は無料です。



※初めてジェトロのサービスを利用する方は「お客様情報登録」が必要です。
※既にジェトロのサービスを利用された方もこちらからご登録ください。

プログラムの流れ

step 1 お申込み



本プログラムにお申込みいただくと、ジェトロ内のデータベースに登録されます。

step 2 ジェトロのカウンセリング



ジェトロから、より詳細な輸出希望を確認するために電話もしくはオンライン面談させていただきます。

step 3 ジェトロ事業もしくは支援機関のサービスのご提案



貴社の希望をもとに、貴社の現況にあった最適なジェトロ事業、支援機関のサービスをご提案します。経営戦略からの支援を希望している場合は中小機構に取り次ぎます。ターゲット国の市場構造、競合商品などの情報なども提供します。

step 4 ジェトロBtoBマッチングサイトに登録



ジェトロBtoBマッチングサイト(e-VenueとJapan Street)に商品を登録いただき、バイヤーが探している商品をジェトロが紹介します。

step 5 輸出に向けて各種サービスに参加



輸出商談の事前準備後、商社マッチング、国内外の商談会・展示会、越境EC、ハンスオン支援事業に参加。売り込み先のバイヤーを発掘。

step 6 輸出契約締結、輸出開始!



バイヤーとの取引条件を整え、契約を締結。輸出開始です。商品開発・改良、ブランディングもサポートします。

輸出相談（中小機構による伴走型ハンズオン支援）

- 輸出を検討中の中小企業を対象に、中小機構に登録された**専門家が輸出の可能性について相談に応じます。**
- その上で、**専門家による伴走支援で海外展開に向けた経営計画の立案、具体的な準備項目の抽出**を行います。

輸出の可能性について個別相談

- ①輸出の形態や展開方策を選択し、課題を洗い出し
- ②課題を解決して輸出を実現するための具体的な対策を提案
- ③既存事業を継続しつつ輸出を始めるための経営上の注意点を助言

海外展開に向けた経営計画の立案・具体的な準備を伴走支援

- ①専門家が個別に、経営計画の立案から具体的な準備まで伴走支援
- ②輸出開始後も、経営計画の見直しや輸出の成果を高める方策を助言

ものづくり・商業・サービス補助金

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とする設備・システム投資等を補助します。
- 今回、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充します。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費も補助する類型を設けます。

グローバル市場開拓枠の内容

類型	補助率	補助額	補助対象経費
1.海外直接投資 2.海外市場開拓 3.インバウンド市場開拓 4.海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者 ・再生事業者 の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、②技術導入費、③専門家経費、④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、⑥原材料費、⑦外注費、⑧知的財産権等関連経費、⑨海外旅費、 <u>⑩広告宣伝・販売促進費（類型2.海外市場開拓の場合）</u>

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が自ら経営計画を策定し実施する、越境ECサイト構築、越境ECサイトへの出展や海外の展示商談会への参加などを含む販路開拓や、販路開拓等と併せて行う業務効率化の経費を補助します。

小規模事業者持続化補助金の内容

類型	補助率	補助額	補助対象経費
1.通常枠 2.賃金引上げ枠 3.卒業枠 4.後継者支援枠 5.創業枠 6.インボイス枠	2/3 ②のうち 赤字事業者は 3/4以内	50万円 ～200万円 【インボイス特例】 インボイス発行事業者に転換する事業者が申請する場合は、一律補助上限を50万円引上げ。	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

※【インボイス特例】は、令和4年度第2次補正予算により拡充。それに伴い、「⑥インボイス枠」は終了。

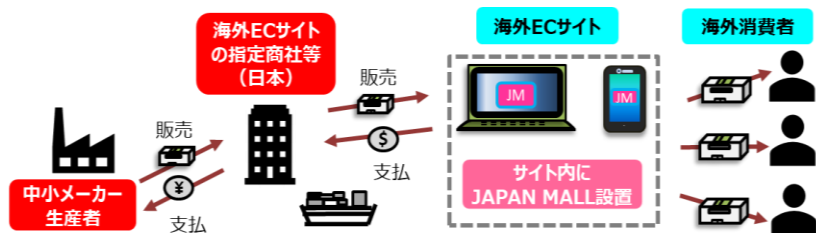
※令和元年度・3年度補正予算事業において「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外。

ジェットロによる支援

- 様々な商品を対象に、**海外ECサイトを活用した販路開拓支援**、**輸出会社とのマッチング支援**、**専門家の伴走支援**などを通じ、新規輸出に挑戦する事業者を後押しします。

① 海外ECサイトを活用した販路開拓支援

- 海外ECサイトに日本商品特設サイト JAPAN MALLを設け、日用品や食品等日本商品の販売を支援。
- 海外ECサイトの商品買付けをジェットロがサポートし、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要なため初心者も輸出しやすい。



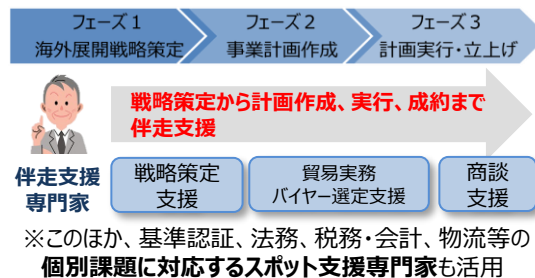
② 輸出会社とのマッチング

- 国内の輸出会社とのマッチングを支援。
- 貿易実務や現地販売などを輸出会社に託せるため、日本にいながらリスクを抑えた輸出が可能。



③ 専門家による伴走支援

- 各国・地域に精通した専門家が継続的に訪問相談・商談同席・海外同行などにより伴走支援。
- 輸出に必要な金融、知財等に係る関連機関の支援策も紹介。



④ その他の支援

- **中小企業海外展開現地支援プラットフォーム**：現地に精通したコーディネーターが、個別の相談に応じて、市場調査・相談、連携する現地企業のリストアップ、商談アポイントメント取得などのサービスを提供。
- **海外見本市・展示会/商談会の出展支援** など

新規輸出 1 万者支援プログラムの登録促進に御協力をお願いいたします！

■ チラシ

https://www.jetro.go.jp/ext_images/ichiman-export/pdf/doc1216.pdf



■ ポータルサイト

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>



事業者のみなさま

新規輸出1万者支援プログラム始動

円安をチャンスに輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。

専門家による伴走型支援

輸出向け商品の開発、ブランディング・プロモーション

ECサイトを
活用した販路開拓

輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

Q ジェトロ

【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）
 電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940
 ※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご活用いただけます

初めての輸出であれこれ気になる... / 詳しくは裏面で

経済産業省 中小企業庁 JETRO 中小機構

JETRO 日本貿易振興機構 (JETRO) 海外ビジネス情報 サービス 国・地域別に見る 目的別に見る 産業別に見る

◆ 新規輸出1万者支援プログラム：「はじめて輸出」を応援します

新規輸出1万者支援プログラム

「はじめて輸出」を応援します※

輸出かあ～トライしてみるか！

はい！お手伝いさせていただきます。

※輸出経験があっても支援の対象になります。

たとえば、こんなお悩みありませんか

- 海外との取引は全く経験がないのですが…
- 晋少し試してみたことはあるけど…
- 海外のたくさんの方に自社製品を知ってほしい！
- 欧州にも輸出してみたい
- 〇〇は輸出しているけど、新たに〇〇も輸出してみたい
- 現地バイヤーとの交渉に自信がありません
- ブランディングやプロモーションの方法は？
- 容器サイズやラベルデザイン・ロケールはありますか？
- 現地の売れ筋商品は？価格設定は？

それぞれの皆様に最適なサポートをご提案します。

まずはプログラムにご登録ください。
ご登録は無料です。

ご登録

初めてJETROのサービスを利用する方は「お客様情報登録」が必要です。すでにJETROのサービスを利用された方もこちらからご登録ください。JETROのサービスを利用する際は、必ず「JETROのサービス利用規約」をご確認ください。お問い合わせ先：JETRO本部 03-3582-4937